

交通事故機動分析班の設置及び運用要領の制定について（例規通達）

平成9年5月13日

本部（交企）第26号

[沿革] 平成22年3月本部（企）第18号、23年3月本部（警務）第15号、24年3月第12号、26年3月第20号、27年3月第9号、令和2年3月第14号、4年3月第9号、5年3月第10号、7年3月第20号改正

このたび、交通（死亡）事故防止対策に資するため、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成9年5月13日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別添

交通事故機動分析班の設置及び運用要領

1 趣旨

この要領は、交通事故機動分析班（以下「機動分析班」という。）の設置及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 設置及び構成

(1) 交通部に機動分析班を置く。

(2) 機動分析班は、推進責任者、推進副責任者、班長及び班員で構成し、それぞれ次表に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、推進責任者が必要と認めたときは、運転免許センター職員を班員に加えることができるものとする。

推進責任者	交通部長			
推進副責任者	交通企画課長	交通指導課長	交通規制課長	
班別	第1班	第2班	第3班	
班長	交通企画課課長補佐 (交通総合対策)	交通指導課課長補佐 (企画指導)	交通規制課課長補佐 (企画管理)	
班員	交通指導課係長 (捜査指導) 交通規制課係長 (信号第一)	交通企画課係長 (企画) 交通規制課係長 (企画管理)	交通企画課係長 (交通総合対策) 交通指導課係長 (企画指導)	

3 任務

機動分析班は、事故原因の調査・分析及び道路診断（以下「分析等」という。）を実施し、分析等の結果を交通（死亡）事故防止対策に反映させることを任務とする。

4 対象事故

機動分析班による分析等の対象事故は次のとおりとする。

- (1) 死亡者2人以上を生じた事故
- (2) 死傷者多数を生じた事故
- (3) 短期間内に連続的に同一地域内及び区間内で発生した重大事故
- (4) その他推進責任者が調査・分析を必要と認める事故

5 運用要領

機動分析班は、推進責任者又は推進副責任者の命を受け、前記4に掲げる対象事故の現場に臨場し、当該事故の分析等に当たるとともに、分析等の結果に基づき次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 交通規制の見直し、安全施設の整備、交通指導取締り等の街頭活動、自治体・関係機関団体と連携した広報啓発活動等の交通事故防止対策に反映させること。
- (2) 必要により道路管理者等と合同の道路診断を実施し、危険箇所を特定して、自治体等に道路の改良、安全施設の整備・充実等、必要な措置を要望すること。

6 所轄署の措置

- (1) 所轄署は、機動分析班と共同して事故原因の分析等に当たること。
- (2) 分析等の結果に基づき、県本部関係課、道路管理者及び自治体等関係機関・団体と連携して具体的な交通事故防止対策を推進すること。

7 報告等

実施結果等については、次の区分により報告又は通報すること。

(1) 分析等の結果

機動分析班は、分析等の結果を交通（死亡）事故調査・分析報告書（別記様式）により速やかに報告（交通企画課長経由。以下同じ。）するとともに、所轄署に通報すること。

(2) 対策実施状況等

県本部関係課及び所轄署は、分析等の結果に基づく交通事故防止対策の実施状況、効果、反響等について、その都度報告すること。